

## 例規管理及び法令・財務実務効率化システムプロポーザル審査要領

- 1 例規管理及び法令・財務実務効率化システムを発注するため、優先交渉権者を選定するプロポーザル審査要領について必要な事項を定める。
- 2 審査基準については、別紙「例規管理及び法令・財務実務効率化システムプロポーザル審査基準」のとおりとする。
- 3 審査員は、副町長及び例規改正・改廃業務に携わる職員4名とする。
- 4 参加表明書等を提出した者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、総合評価点が高い者から順位付けを行い、最も高い者を優先交渉権者として選定する。
- 5 審査結果に基づき選定された優先交渉権者と内容の協議及び調整（以下「協議等」という。）を行い、この協議等が整ったときには、随意契約により契約を締結する。  
なお、協議が整わなかったとき、又は優先交渉権者に虚偽の提案があると判明するなど契約ができなくなったときは、審査により順位付けられた次点の者から順に、本業務に係る契約の相手方となる候補者として同様に協議等を行う。

例規管理及び法令・財務実務効率化システムプロポーザル審査基準

【審査基準】

評価項目		評価の観点	配点
システムの総合的な提案内容		・正確な業務を行うために、各システムを利用して例規や関係する法令・法改正などの情報が効率よく収集できるか。	20
例規システム について	総合的な内容	・画面構成は見やすく、利用しやすいか。	10
		・例規に關係する法令などの情報の確認は効率よく行えるか。	20
		・立案の操作が簡単で利用しやすいか。	20
		・例規検索の方式は利用しやすいか。	10
	法令情報について	・業務対応や例規整備に際し、収録内容の更新スピードや登載量は充分か。	20
		・法令条文の読みやすさや理解を促す工夫は充分か。	20
例規整備に関する情報提供について	・各職員が、効率よく法令・例規の改廃情報や、業務に必要な情報を収集できるか。	20	
法制スキルの向上支援	・システム利用やサポートにより法制執務のレベル向上が期待できるか。	10	
支援システムについて		・各職員の理解を促進し、業務執行の適正化及び効率化に資するか。	20
システム操作サポートについて		・システム操作のサポートや、照会体制などは充分か。 ・研修・説明会などの機会の創出に工夫があるか。	10
見積金額		・見積金額は予算範囲に収まった妥当な金額であるか。	20
合計			200